

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することができることとする。

アセスメント項目

No.	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
				約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えているのか判断不能		
1	視力障がい	視力	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障がい支援区分認定調査項目「3-1」と同じ	矯正視力による測定とする
2	視野障がい	視野	ない 又は右記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺視野角度(1/4視標による。右記同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度(1/2視標による。右記同じ)が56度以下。 ・両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下 (身体障がい者手帳3級に相当) 		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下。 ・両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下。 (身体障がい者手帳2級に相当) 		視力障がい1点2点に該当せず、視野に障がいがある場合に評価すること	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力、視野障がいの1点2点に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること。必要に応じて医師意見を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障がい	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障がいの場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものである	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含む。

氏名

生年月日 年 月 日

調査日 年 月 日

連絡先 - -

要介護認定（有・無） 要介護有（要支援・要介護 1・2・3・4・5）

(視力確認表：A 4 版)

